──２０１４.５.１６ Ｖｏｌ.８３──────────────────
■□■
□■□　　事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」
■□■　　【発行】シンク出版株式会社　http://www.think-sp.com/
──────────────────────────────

_/_/ＩＮＤＥＸ_/
１・６月前半の安全管理ごよみ
２・安全管理法律相談～飲酒運転による事故における会社の責任
３・交通安全ニュース～運転者の健康管理マニュアルを改訂
４・交通事故の裁判事例～基準値以下の酒気帯び運転で保険金が支払われず
５・今日の朝礼話題～左折先道路の右側を通行してくる自転車に注意
６・【新発売】小冊子「健康管理と安全運転」
７・【好評発売中】参考書「貨物運送事業の危機管理術」
_/

★６月前半の安全管理ごよみ

◆１日（日）～３０日（月）
―全国安全週間準備期間
―不正改造車を排除する運動強化月間
◆１日（日）
―改正道路交通法の施行
【詳しくは↓】
http://www.think-sp.com/2013/06/19/news-dokoho-kaisei/
◆５日（木）
―世界環境デー（環境の日）
◆８日（日）～１４日（土）
―危険物安全週間
◆１５日（日）
―父の日

※詳しくはシンク出版のＷＥＢサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
http://www.think-sp.com/2014/05/12/kongetsu-untenkanri14-6/

■安全管理法律相談

　こちらのコーナーでは、ＷＩＬＬ法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第１３回　「飲酒運転による事故における会社の責任」

・質問
　飲酒運転の罰則が厳しくなるなどして、飲酒運転による死亡事故などが減少傾向にあることから、マスコミ等でも飲酒運転の危険を以前ほど取り上げなくなりました。
　そのような中で、弊社でも飲酒運転に対する危機意識が薄くなりつつあるように感じているのですが、万が一、飲酒運転による事故が発生した場合、会社に責任がかかってくるとしたらどういうケースでしょうか。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/05/15/houritsu-13-insyuunten-kaisyasekinin/

■運転者の健康マニュアルを改訂―国土交通省

　国土交通省では、運転者の体調急変や持病の発作などを原因とした事故の多発を受けて、バス・トラック事業者向けの「運転者の健康管理マニュアル」を改訂し事業者に通達しました。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/05/16/taicho-kyuhen-manual/

■交通事故の裁判事例

　今回は、基準値以下の飲酒運転の事故で、保険会社が免責事由に当たるとして保険金の支払いを拒否した事例を取り上げます。

『基準値以下の酒気帯び運転で保険金が支払われず』

【事故の状況】

　平成１８年４月２３日午前６時１０分ごろ、Ａは酒を飲んで普通乗用自動車（メルセデスベンツ）を運転して、片側４車線の道路を走行中、赤信号で停止していた乗用車に追突しました。
　事故発生直後の飲酒検知では、Ａは呼気１リットル中にアルコール０．１ミリグラムを保有していました。
　この事故により、Ａの車両が破損したため、締結していた保険会社に車両修理費用約６８９万円を請求しました。
　ところが、保険会社は「麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合」や「道路交通法６５条１項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払わない」との免責事由に当たるとして、支払いを拒否しました。
　Ａは、アルコール保有量について、道路交通法の罰則がある酒気帯び運転には該当しないことから、保険金支払いの免責事由に当たらないと主張しましたが、裁判所は次のように述べて保険会社の主張を認め、保険金の支払いを認めませんでした。

（注）道路交通法６５条１項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」

【裁判所の判断】

「道路交通法６５条１項に定める『酒気を帯びて』とは、具体的には、その者が通常の状態で身体に保有する程度以上にアルコールを保有している状態にあり、このことが顔色、呼気等の外観上認知できる状態にあることをいうものと通常解されている」

「そして、（他の道路交通法の）各文言、規定方法等からすれば、同法６５条１項は、罰則の対象となる場合に当たらない程度の酒気帯び運転も含めて禁止する趣旨であることが認められる」

「そうすると、（免責事由は）道路交通法上の罰則の対象とならない場合も含めて、酒気を帯びての運転を免責の対象とするものと解しうるものであり、少なくともＡが主張するような、政令で定める数値以上の酒気を帯びていることを要件とするものと解すべき理由はない」

「（また）免責事由は、道路交通法施行令４４条の３（酒気帯び運転の罰則の基準値を定めた条項）に定められたアルコールを身体に保有した状態であることを要するものではないが、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転を免責事由とするものと解すべきこととなる」

「（停止車に追突という）事故の態様に併せ、Ａが事故前に飲酒していたこと、午前６時ころまで十分に睡眠をとらない状態で居酒屋で過ごしていたことなどを総合的に考慮すれば、前日からの飲酒に十分な睡眠をとっていない体調等も加わって、飲酒量の多寡はどうであれ、アルコールの影響が顕著に残存した状態にあり、運転者としての注意力、判断力等が明らかに低下した状態であったと推認することができる」

「以上によれば、Ａは事故当時酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態であったということができるから、免責事由により保険会社は免責される」

（大阪地裁　平成２１年５月１９日判決）

■今日の朝礼話題

『左折先道路の右側を通行してくる自転車に注意』

　スマートフォンを操作しながら走行している自転車にドキッとしたことはありませんか？先日、富山県高岡市の市道で、スマートフォンを操作しながら自転車を運転して男子高校生が、歩いていた高齢者に気づくのが遅れて衝突し、あごの骨を折るなどの重傷を負わせる事故がありました。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/05/15/tw-sasetsu-jitensya/

　シンク出版ＷＥＢサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

■【新発売】小冊子「健康管理と安全運転」

※仕様　Ｂ５判／１６ページ／カラー刷
※価格　５冊セット価格７００円+税（送料実費）
※監修　垰田和史（滋賀医科大学准教授）

　運転者が健康であることは、安全運転の大前提です。本冊子は高血圧や、薬の副作用などによる体調不良事故を６パターンとりあげ、垰田和史滋賀医科大学准教授の監修のもと、体調不良事故を防ぐ自己管理ポイントを紹介しています。
　また巻末には、運転における健康管理リスクがないかを「ハイ・イイエ」で回答する自己チェック表を設けています。
　各事例はわかりやすいマンガで紹介しており、どなたでも健康管理の重要性

をご理解いただけるようになっています。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/XjOM5m

■【好評発売中】参考書「貨物運送事業の危機管理術」

※仕様　Ａ４判／５６ページ／カラー刷
※価格　１４００円+税（送料実費）

「事例・判例からみる貨物運送事業の危機管理術」は、厳しい刑事処分や行政処分を受けた事例を中心に、貨物運送事業所の危機管理のポイントをイラストと図解を中心にして解説した、経営者や管理者向けのリスクマネジメント参考書です。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/U5rRQY

【事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」のバックナンバーはこちら↓】
http://goo.gl/5G5iL

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成２６年５月１６日送信）

※本メールは「ＭＳゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━□■
～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満４－５－３日本プロパティビル９０１
ＴＥＬ　０６－６８０９－１９８９／ＦＡＸ　０６－６８０９－１９８４
Ｅメール　mail@think-sp.com
ＵＲＬ　http://www.think-sp.com/
■□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━□■